案 第 15

国 民 定 健 80 康 保 險 直 営診

療

所使

用

手

数

料

筡

例

专

次

Ð す

昭和廿八年 結門拾 六日

挺

出

朝

坂

出



昭和廿八年韓昌拾六日

汰



## 日召 町条例

員保険法の規定による疾養に要する費用額の算定方法」により算定した額とする 利 並 Ħ 前条の規定により納付すべき使用料及手数料の額は法令に別段定めあるもの及び契約にするものはこの条例の定めるところにより使用料及手数料を執付しなければならない(1の町の国民健康保険直営診察所において医療、健康診断、各種証明書の交付及びこの) .)= 左部によるものの 前条の規定により 外一般診察にあっては脳和十八年厚生省告示第六十六号「健 らければならない。交付及びこの 康保険法、 1

百四以上

命保険診斷

亡

公 布の Ħ から施行する

国民健康保險直當診療所 用 例へ昭